

あなたの権利や財産を守るしくみ

# 知りたい「成年後見制度のこと」

「成年後見制度」と聞くと難しい内容と感じる部分もあるかと思います。しかし、全国的に申立件数が増加傾向にあり、水戸市においても相談件数が年々増えています。

今回は、成年後見制度の概要についてお伝えします。

さらに詳しい情報については、ホームページをご覧ください。

【問合せ先】：権利擁護サポートセンター ☎ 029-309-5001



## 成年後見制度とは

認知症、知的・精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない方は、財産管理や契約行為をすることが難しい場合があります。自分一人では正しい判断ができずに不利益な契約を結んだり、悪徳商法の被害に遭う恐れもあります。

場合に利用する「法定後見制度」があります。

さらに、「法定後見制度」については、本人の判断能力の程度によって3つの類型に分類され、成年後見人等に与えられる権限や職務の範囲が異なります。

## 二つの後見制度

成年後見制度には、判断能力が不十分になつた時に備える「任意後見制度」と

成年後見制度は、成年後見人等（後見人・保佐人・補助人）が財産の管理や契約行為、書類の確認などをお手伝いしたり、定期的に訪問して生活状況を確認したりしながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう支援を行なう仕組みです。

## 成年後見制度

### “判断能力が不十分”

#### ①法定後見制度

すでに判断能力が低下していて、支援が必要

#### “将来に備えて”

#### ②任意後見制度

判断能力に問題がない、今のうちに将来のことを自分で決めたい

## 後 見

判断能力が欠けている方

## 保 佐

判断能力が著しく不十分な方

## 補 助

判断能力が不十分な方

## 成年後見人等のできること・できないこと



通帳預金、印鑑の管理



公共料金等の支払い



掃除などの家事全般



手術等の医療行為の決定及び同意

### 財産管理

- ・通帳や権利証などの保管
- ・収支の管理（預貯金の管理、年金・給与の受取り、公共料金・税金の支払いなど）
- ・不動産の管理、保存、処分
- ・遺産分割、行政上の手続き、税の申告
- ・金融機関との取引

### 身上保護

- ・本人の住居に関するこ
- ・介護の契約に関するこ
- ・施設入退所に関するこ

### ・掃除、洗濯、介護や看護

- ・親族や第三者が支払うべき費用の立替えまたは支払いといった本人の利益にならない費用の支払い
- ・日用品の購入など日常生活に関する行為に関する同意権、取消権の行使
- ・本人に代わって、婚姻、離婚、養子縁組を決めるこ
- ・手術等の医療行為への決定及び同意
- ・身元引受人（身元保証人）
- ・葬儀を執り行うこと



皆さまより集められた社協会費は、支えあい・助けあいのための事業推進を支えています。

## こんなときに利用できます

ケース1

### 本人名義の預金通帳

認知症の父親が入院し、父親名義の預金から引き出そうと思ったが、銀行から「本人の同意がないと引き出しはできない」と言われた。



成年後見制度を利用していただくと、後見人が父親に代わって預金を払い戻すことができます。

ケース2

### 悪徳商法の被害にあった高齢者

認知症の母親が、訪問販売で必要な商品を次々と買ってしまった。



後見人が判断して、母親に不利益な契約を取り消すことができます。

### 成年後見人等になる人

成年後見人等は、本人にとつてどのような保護・支援が必要かなどの状況に応じて、家庭裁判所が選任します。親族が2割、親族以外が8割を占めています。内訳は司法書士、弁護士、社会福祉協議会などの法人が選ばれる場合があります。

### 気になる費用は?

実際に成年後見人等を申請すると、様々な費用が発生します。家庭裁判所に申し立を行う際に手数料として収入印紙が必要に応じて発生します。また、審判書の送付にかかる切手代や証明書の発行手数料が必要になります。

そして、成年後見人等に支払う報酬は、家庭裁判所が報酬額を決定するため、個人によって支払う額は異なります。

水戸市社協では、法人が成年後見人等になる法人後見を受任し、住み慣れた地域で安心して暮らしが成年後見人等になることができるよう支援しています。

そのような実務に携わっている職員が、経験に基づいて身近な相談窓口として、成年後見制度のご相談に応じています。

成年後見制度でその不安を安心に!」いつでもご相談お待ちしております。

まずはお気軽に相談してください。

まずは**知ること**からはじめませんか

オンライン相談も  
随時受付中です!



【お問い合わせ】  
権利擁護サポートセンター  
☎029-309-5001

オンライン相談 →



お気軽に  
ご相談ください

